

一般社団法人入間市シルバー人材センター配分金規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人入間市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う配分金（包括的契約においては「会員業務委託料」。以下同じ）に関する事項を定めるものとする。

(支払の原則)

第2条 センターは、就業した会員に対するその配分金を原則として口座（郵便局口座）に振り込みで支払うものとする。

2. センターと会員との間に約束がある場合は、配分金の一部を控除して支払うことができる。

(支払日の原則)

第3条 センターは、会員が就業した場合は、その配分金を毎月1回あらかじめ別に定める期日に支払うものとする。

ただし、仕事の完成後、その仕事に対する配分金を会員が特に請求した場合には、当該請求に係る配分金を可及的速やかに、支払うものとする。

(社会的相当配分金の原則)

第4条 仕事の受注に際し、会員の就業に対する配分金相当額を見積もる場合には、その地域における最低賃金等を尊重し、社会的に相当な内容とする。

附 則

1. この規約は、平成27年8月27日から施行し、平成27年9月1日から適用する。
2. 昭和62年5月29日施行の配分金規約は、廃止する。
3. この改正規程は、令和6年9月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。（第1条追加）